

アプライアンス使用許諾契約書

重要:このアプライアンス使用許諾契約書(以下「本契約」という)は株式会社ソリトンシステムズ(以下「ソリトン」という)のアプライアンス製品である NetAttest、FileZen、FileZen S、Smart eGate、Soliton SecureGateway、Soliton SecureMail、Soliton SecureFile、Soliton CloudConnector、Soliton NK(以下、総称して「本アプライアンス」という)の使用に関して、個人または法人を問わず、お客様とソリトンとの間で合意される法的な契約書です。

お客様は、本アプライアンスをパッケージから取り出すか、起動することにより、本契約書の各条項に拘束されることを承諾したこと になります。もし、お客様が使用許諾条件に同意できない場合は、本アプライアンスおよび付属品(マニュアルおよびその他の印刷物、 外装パッケージ、その他一切のもの)を購入店へ返品してください。

ソリトンは、民法第548条の4に定める定型約款の変更の規定に従い、本契約を変更する旨、変更の内容及び変更の効力発生日を、ソリトンのウェブサイト上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法等にて通知することにより、お客様の事前の承諾を得ることなく本契約を変更することができるものとします。本契約の変更後に本アプライアンスを使用した場合、お客様は変更内容に同意したものとみなします。本契約の最新版は、https://www.soliton.co.jp/eula/に掲載しています。

第1条 ライセンスの許諾

- 1. ソリトンは、本アプライアンスに組み込まれたソリトン独自のソフトウェア (以下「本ソフトウェア」という)の原権利者として、あるいは本ソフトウェ アの原権利者との再許諾権契約により、本ソフトウェアの使用権を日本国内に おいて許諾する権利を有しています。
- 2. ソリトンはお客様に対し、以下の非排他的権利を許諾します。
 - (1) 本アプライアンスに組み込まれた本ソフトウェアを本アプライアンスが標準で提供する使用範囲内で使用すること。(使用にあたって、本アプライアンスに付随するライセンスキーの適用が必要な場合もありえます。)
 - (2) ライセンスを購入した場合は、そのライセンスが提供する使用範囲内で使用すること。(使用にあたって、別途提供されるライセンスキーの適用が必要な場合もありえます。)
 - (3) ソリトンは、本アプライアンスが標準で提供する使用範囲およびライセンスで提供する使用範囲を変更することがあります。また、本ソフトウェアに別途個別の規定がある場合、かかる個別規定(マニュアル、カタログまたは Web サイト等に記載されているものを指すが、これらに限らずソリトンが提示した条件)の範囲内での使用をお客様に対して許諾します。

第2条 知的財産権の帰属

- 1. 本ソフトウェアおよびその他一切の知的財産権は、ソリトンまたは許諾ライセンスの原権利者に帰属します。本ソフトウェアは、著作権法および国際著作権条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法令ならびに条約によって保護されています。
- 本契約によって許諾される権利を除いては、いかなる権利もお客様に譲渡また は許諾されないものとします。

第3条 禁止事項

お客様は、本ソフトウェアおよび本アプライアンスの使用にあたっては、次の事 項を行ってはならないものとします

- (1) 本契約によって許諾される範囲を超えた使用または複製
- (2) 商用もしくは非商用目的を問わず、第三者への譲渡・貸与・配布または再使用許諾もしくはこれらに類する行為
- (3) 本ソフトウェアが予め組み込まれていた本アプライアンス以外のハード ウェアでの使用
- (4) 本ソフトウェアおよび本アプライアンスの改変、リバースエンジニアリン グまたは逆アセンブルもしくはこれらに類する行為
- (5) 本ソフトウェアに記載された著作権表示の変更・削除
- (6) 本ソフトウェアおよび本アプライアンスの販売目的での直接的・間接的な 輸出
- (7) 本ソフトウェアおよび本アプライアンスを、テロ・犯罪行為等の、国際的な平和および安全の維持の妨げとなる行為に使用すること

第4条 保証

- 1. 本アプライアンスの無償保証の内容および期間については、別紙「Soliton アプライアンス無償保証について」の内容に従うものとします。
- 前項の規定に関わらず、以下の事項については有償無償を問わず保証の範囲外とします。
 - (1) 本アプライアンスの使用に際して生じた直接的、間接的および偶発的なすべての損害
 - (2) 誤使用、改造、ソリトンが認めた環境仕様に適合しない操作、またはソリトン以外の製品やメディア等を使用した結果生じた不具合および損害 (3) 購入時やライセンス申請・更新時に登録したお客様情報について、変更の
 - (3) 購入時やライセンス申請・更新時に登録したお客様情報について、変更の 届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、ソリトンからお 客様への通知、郵送およびほかのコンタクトの不達により生じる不利益お よび損害
 - (4) 天災地変その他不可抗力により生じた不具合および損害

第5条 適用

ポソフトウェアの一部に、オープンソースを含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合があります。ソリトンは、本契約第1条1項および2項、第2条ならびに第3条の制限(以下総称して「制限等」という)が、本ソフトウェアに適用される法令(以下「適用法」という)により禁止、または本ソフトウェアに含まれるサードパーティ・ソフトウェア使用許諾契約(以下「第三者使用許諾」という)により禁止される場合には、当該サードパーティ・ソフトウェアに

関し、本契約の制限等に優先して適用法および第三者使用許諾を適用するものと します。

第6条 免責

- 1. 第4条「保証」の定めにかかわらず、本ソフトウェアの一部にオープンソース を含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合には、ソリトンは、 サードパーティ・ソフトウェアに関して保証を行ないません。また、第三者使 用許諾によりサードパーティ・ソフトウェアのソースコードをお客様に提供す る場合についても当該ソースコードに関する対応および保証を一切行ないま せん。
- 2. ソリトンは、如何なる場合においてもサードパーティ・ソフトウェアのソース コードの提供、サードパーティ・ソフトウェアの使用若しくは性能に関連して 生じる直接・間接を問わず、また、通常・特別のいずれの損害に対しても責任 を一切負いません。
- 3. 本アプライアンスに組み込まれた本ソフトウェアの機能が、お客様の要望を全 て満たせることを保証するものではありません。
- 4. 本ソフトウェアおよび本アプライアンスの使用に関連して生じた直接的、間接 的および偶発的なすべての損害について責任をおいません。 (お客様所有の ハードウェアまたは他のソフトウェアの破損・不具合等を含むがこれに限定さ れない。また、通常損害、特別損害を問わない。)

第7条 反社会的勢力排除

お客様は、お客様、およびお客様の親会社、子会社等の関連企業並びにお客様の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)、従業員、又は自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

第8条 ハイリスク使用

本ソフトウェアおよび本アプライアンスは、リスクの高い活動のために使用されることを意図・設計したものではありません。本ソフトウェアおよび本アプライアンスの不具合または故障が、人身傷害、死亡、あるいは、器物・環境または商取引への損害を招くことが合理的に予期される場合は、本ソフトウェアおよび本アプライアンスのお客様の使用を禁じます。またこれに関わらず、いかなる生命維持装置への接続における使用も禁じます。ソリトンは、これらの目的のための適合性についての明示・黙示保証を明確に排除します。ソリトンは、本ソフトウ 査子はなび本アプライアンスの上記使用に伴う賠償あるいは損失について一切の責任を負いません。

第9条 その他

- 1. 本契約は、本アプライアンスをパッケージから取り出すか、起動したときから 発効し、お客様が本アプライアンスの使用を終了するか、または次項に基づき ソリトンが本契約を解除するまで有効とします。
- 2. ソリトンは任意で、お客様における本アプライアンスのライセンス利用状況を 確認できるものとします。ソリトンからの情報開示請求に対し、お客様は速や かに必要な情報をソリトンに提供するものとします。
- 3. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ソリトンはお客様に何らの 催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、お 客様は本アプライアンスの使用を終了し、本アプライアンス、およびその付属 品すべてを、ソリトンに返却するものとします。なお、本条本項による返却の 際には、購入代金の返却は行わないものとします。また、ソリトンは当該解除 によりお客様または第三者に発生した損害を賠償する責任を一切負わないも のとします。
- 4. お客様の契約違反によってソリトンが損害を受けた場合、ソリトンは損害賠償を請求できるものとします。
- 5. 本契約に関連して生じた紛争について裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- 6. 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。

最終改定日: 2021年1月12日

株式会社 ソリトンシステムズ

東京都新宿区新宿二丁目4番3号